

## 個人寄附の場合（所得控除又は税額控除）

その年の、対象団体に対して行った寄附合計額のうち 2,000 円を超える金額につき適用されます。

### 《「所得控除」適用の場合》

寄附金額 - 2,000 円 = 所得控除額

↑

総所得金額等の 40%相当額が限度

事 例 :

年中の総所得金額が 600 万円、寄附金の合計額が 20 万円の場合、20 万円 - 2,000 円 = 19 万 8,000 円が、総所得金額より控除できます。（控除額 19 万 8,000 円は、総所得金額 600 万円 × 40% = 240 万円の限度内となりますので、19 万 8,000 円全額が総所得金額からの控除対象となります。）

### 《「税額控除」適用の場合》

(寄附金額 - 2,000 円) × 40% = 税額控除額

↑

↑

総所得金額等の 40%が限度

所得税額の 25%相当額が限度

事 例 :

年中の総所得金額が 600 万円、所得税額を仮に 48 万円とすると、税額の寄附金の合計額が 20 万円の場合、 $20 \text{万円} - 2,000 \text{円} = 19 \text{万} 8,000 \text{円} \times 0.4 = 7 \text{万} 9,200 \text{円}$ が、税額より控除できます（控除額 7 万 9,200 円は、所得税額  $48 \text{万円} \times 25\% = 12 \text{万円}$ の限度内となりますので、7 万 9,200 円全額が税額からの控除対象となります）。

### 法人寄附の場合

通常の一般寄附金の損金算入限度額と別枠で、損金算入が認められます。

事 例：

資本金が 1 億円、年中の所得金額が 1,000 万円の場合

(A) 一般損金算入限度額 =

$$\{ (100,000,000 \text{円} \times 2.5 / 1000) + (10,000,000 \text{円} \times 2.5 / 100) \} \times 0.25 = 125,000 \text{円}$$

(B) 別枠の損金算入限度額 =

$$(100,000,000 \text{円} \times 3.75 / 1000 + 10,000,000 \text{円} \times 6.25 / 100) \times 0.5 = 500,000 \text{円}$$

したがって、(A) (B) の合計金額 ( (A) + (B) = 625,000 円 ) の損金算入が認められます。